

伊丹市庁舎 市民広場使用許可申請書

令和 7 年 3 月 1 0 日

伊丹市長 様

申請人 住所 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

(団体名) 伊丹市あおぞら会議実行委員会

氏名 会長 伊丹 太郎

電話 090-0000-0000

下記のとおり市民広場の使用について申請をいたします。

(伊丹市公有財産規則第 2 6 条の 2 及び伊丹市庁舎管理規則第 5 条 第 号に基づく)

1. 市民広場の使用範囲

全域

2. 市民広場使用面積

3200 m²

3. 内容

世代間交流を目的としたワークショップ及び物販、キッチンカーによるイベント

4. 目的

世代間交流を目的としたワークショップ及び物販、キッチンカーによるイベント

5. 期間

令和 7 年 4 月 2 0 日 (日) ～ 令和 7 年 4 月 2 0 日 (日)

8 時 3 0 分 ～ 2 1 時 0 0 分

6. 復旧方法

原状復旧

7. その他

予備日 令和 7 年 4 月 2 7 日

利用人員 7 人

交通手段 自転車・車・バス

※ 庁舎の内部も利用する場合は、伊丹市庁舎使用許可申請書を別途提出してください。

※ 詳細な計画等につきましては、別途添付してください。

「伊丹市庁舎 市民広場」使用上の注意事項

使用者は、以下の内容をご理解いただき使用してください。

（使用の制限）

次の各号に該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの。
- (6) 設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの。
- (7) 異常な騒音、異臭及び振動等の発生が予想されるもの。
- (8) 法令で禁止又は法令に抵触する恐れがあるもの。
- (9) 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

（注意事項）

- (1) 休日において、庁舎多目的スペースにトイレはありますが、イベント使用においてトイレの使用が必要な場合は別途協議願います。
- (2) 市役所敷地内は禁煙です。
- (3) 火気の使用を希望する場合は、事前に相談してください。
- (4) 音響設備の持ち込みは可能ですが、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
- (5) 騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止すること。なお、以降の利用を受け付けない場合があります。
- (6) 芝生内は杭打ち及び車両の乗り入れは禁止です。
- (7) 市の設備及び備品の破損、紛失については、使用者の責任において原状回復してください。
- (8) 使用時間を厳守してください。（準備、片付けを含む）
- (9) 使用後は必ず清掃を行い、利用開始前の状態に戻してください。なお、汚れが激しい場合には、別途清掃料金を請求する場合があります。
- (10) 施設の鍵は、利用後速やかに返還してください。
- (11) 事故等のトラブルは利用者の責任で対処し、その内容は市に報告してください。
- (12) 十分な事故防止対策を講じ、安全を確保してください。
- (13) 車両は一般駐車場を使用することとし、広場内への車両の乗り入れは計画に基づき必要最小限としてください。なお、一般駐車場を利用する場合は、有料となります。
- (14) 使用の許可を受けた場合であっても、市の業務等の都合により使用をお断りする場合があります。その場合の損害等につきましては応じかねますのでご了承ください。
- (15) 虚偽の使用があった場合は、即座に使用を停止します。